

遺言書保管官ってどんな人？ ～法務局編～



皆さん、こんにちは！
今日は、法務局に来ています。何でも、
新しい制度が始まったとか……。
早速調査です！

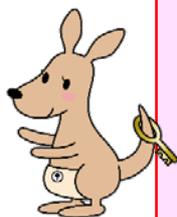
リポーター：
コアラくん

今日は、よろしくお願いします。
まず、自己紹介をお願いします。

31年ですか！長く勤務されているんですね！



1年で、
10回も
宮島に!?



遺言書保管官って初めて聞く名前ですね。



初代：遺言書保管官
遺言書ほかんガルー

こんにちは！
広島法務局民事行政部供託課で遺言書保管官をしています。「遺言書ほかんガルー」です。「ほかんGirl」と呼んでください（Girlという歳ではないのですが…）。私は、法務局に入って今年で31年目になります。これまで、不動産登記、人権擁護、支局での戸籍・供託・人権擁護業務など様々な業務を行ってきました。

そうですね。私自身、こんなに長く勤めることができるとは思いませんでした。でも、職場の皆さんと女性が働きやすい環境に助けられて、この年まで勤務することができました。
平成31年4月から広島法務局で勤務していますが、広島の街はきれいで観光地も多いので気に入っています。特に宮島が好きで、昨年度は1年間で10回宮島に行きました。厳島神社の雰囲気がいいんですよ～。

法務局では、令和2年7月10日から「自筆証書遺言書保管制度」が開始されました。これに伴い新設された職であり、事務手続上の責任者です。それまでは、「遺言書保管官」という職員はいなかったため、私は、広島法務局で初代の「遺言書保管官」となります。

ほかんGirlさん！
「遺言」のこと、もう少し教えてください。



分かりました！
遺言の方式として、一般的に多く利用されている方法は、
「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」です。



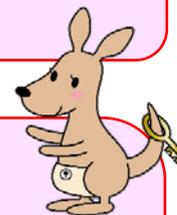
「公正証書遺言」は、法律の専門家である公証人の関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う遺言で、公証人が遺言能力や遺言内容の有効性の確認、遺言内容についての助言等を行ってくれるので、安心して作れる遺言書です。一方、「自筆証書遺言」は、遺言を残したい人が遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書することで作成でき、費用もあまりかかりませんが、法律的な判断など、内容に不備がないように具体的・正確に作成しなければ、有効な遺言書にならないことがあります。

「公正証書遺言」は公証役場で厳重に保管されるので、紛失するおそれ也没有ありません。一方、「自筆証書遺言」は自宅等で保管されるため、一部の相続人等に改ざんされたり、遺言者の死亡後、相続人等に発見されないことがあります。このようなデメリットを解消するために「自筆証書遺言書」を法務局で保管する制度が新設されました。



今後は、「自筆証書遺言書」を作成したら必ず法務局に預けないといけないんですか？

いいえ。
そんなことはありません。
これまでどおり、自宅等で保管しても構いません。
ただし、自宅等で保管されていた遺言書は、家庭裁判所の検認が必要です。
しかし、この制度を利用して保管する遺言書は検認の必要がありません。



「自筆証書遺言書保管制度」は、どのような制度ですか？

遺言者から保管申請のあった自筆証書遺言書を法務局（遺言書保管所）で保管するとともに、遺言書をスキャンし、データとしての管理も行います。
また、遺言者の死亡後、相続人等の請求により、遺言の内容を証明した「遺言書情報証明書」を交付します。

今、終活をされる方が多いですね。その一環として遺言を残したいと考えている方が多いのではないのでしょうか？

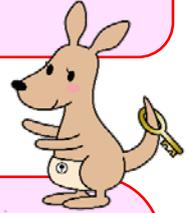
そうですね。
この制度に対する国民の期待は大きく、お問合せも多いんですよ！





若い人からの問合せも
ありますか？

遺言者のほとんどは60歳代以上ですが、若い人からの保管申請や問い合わせもあり、国民に注目されている制度だなあと感じています。



ほかんGirlさんも遺言書を作成しよう
と思われませんか？

今のところ、遺言書を作成する予定はありませんが、将来は作成するかもしれません。

でも、そのときは、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」のメリット・デメリットを考えて、自分は、どちらの方法で遺言書を作成するのがいいのかを検討して作成するつもりです。

ところで、ほかんGirlさんは、初代の
遺言書保管官ってことで、不安はあり
ませんでしたか？

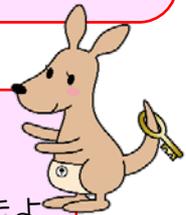
もちろん不安でしたよ。本制度の法律が公布されたのは、平成30年7月13日でした。その頃は、最初に「遺言書保管官」になる人は大変だろうなあって、他人事だったんですよ。

法務局では、社会情勢の変化に伴い相続登記の促進などの新規施策を進めています。職員は、これまでの業務も適正に行い、新規施策にも取り組んでいます。だから、私も「初代ほかんGirlとして頑張らないと！」と思いました。後輩の見本にもならないといけないし……。



先輩職員になると、いろいろ大変です
か？

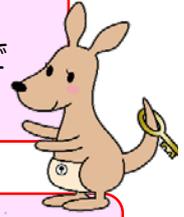
そうですね～。
若い頃は、担当の仕事のことだけ考えていたように思います。でも、本当は周りの状況を見て、考えて行動しなければならなかったんでしょうが、できていなかったように思います。それでも、先輩たちは、仕事や社会人としての心構えを根気よく教えてくださいました。今度は、私たちが、それを後輩に引き継ぐ番だと思っています。



ほかんGirlさん！
「遺言書ほかんガルー」って、ニューキャラクターですか？



そうなんですよ！かわいいでしょ！
私のおなかを見てください。鍵のついたポケットがあります。
これは、遺言書を保管する「保管庫」をイメージしています。
遺言書は、遺言者の最後の言葉（メッセージ）であり、とても大切なものです。遺言書が相続人等にまちがいなく届くように、私たち遺言書保管官が厳重に保管します。
「カンガルー」は「ほかん」に引っかけて…。おもしろいでしょ？



すごくかわいいと思います！

法務局には、人KENまもる君、人KENあゆみちゃんがありますよね。
これからは、3人で法務局のイメージキャラクターとして活躍されるんですね！

それと「自筆証書遺言書保管制度」は、優しいピンク色をイメージカラーとしています。
ポスターやパンフレットもピンク色です。
広島法務局で作成したクイックスクリーンも見てください！私も載っていますよ。

そうです！頑張ります！

もっとお話を聞きたかったのですが、子どもがおなかを空かせて目を覚ましたようです。
本日はありがとうございました。
また、お話聞かせてくださいね。

こちらこそ、ありがとうございました。
コアラくんも子育てを頑張ってるね！
そして、今度はかわいいお子さんのために、遺言者として来てください。



窓口の案内板（クイックスクリーン）